

グループホームはやとの家

指定共同生活援助

重要事項説明書 (2026年4月 Ver)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上、注意いただきたいことを説明するものです。なお、当事業所は共同生活援助および短期入所のサービス提供を実施しています。

1 サービスを提供する事業者

名称	特定非営利活動法人あおい糸
所在地	〒354-0033 埼玉県富士見市 羽沢二丁目5番地48号 ケアメゾンUD100号
電話番号	049-293-1910
代表者氏名	理事長 山本明彦
設立年月	平成21年1月27日

2 利用事業所

事業の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所の名称	グループホームはやとの家

事業所の所在地	〒899-5105 鹿児島県霧島市隼人町小田286
連絡先	TEL・FAX:0995-55-1821
管理者	又木亮
サービス管理責任者	又木亮
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病患者等
定員	合計18名(共同生活援助・短期入所)
開設年月日	令和4年7月1日
事業所番号	4621901117

### 3 サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り適正なサービスを提供します。

#### 4 サービスに係る施設・設備等の概要

当事業所では、鹿児島県条例の定める指定基準を遵守し、以下の施設・設備を設置しています。

##### (1) 施設

グループホームはやとの家

グループホーム	構造	軽量鉄骨 1階建 (耐火建築物)(耐震構造)
はやとの家	敷地面積	253.4 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	253.4 m <sup>2</sup>
グループホーム	構造	木造 1階建
はやとの家	敷地面積	83.4 m <sup>2</sup>
すみえ亭	延べ床面積	83.4 m <sup>2</sup>
グループホーム	構造	木造 2階建
はやとの家	敷地面積	463.3 m <sup>2</sup>
こはる亭	延べ床面積	102.2 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

グループホーム		部屋数等	備考
---------	--	------	----

はやとの家	居 室	10室	全室個室、各部屋5.2畳
	食 堂・リ ビング	1室	
	洗面所	3か所	
	トイレ	3か所	
	風呂場	2か所	
	グループホーム		部屋数等
はやとの家 すみえ亭	居 室	4室	全室個室、9.67~11.89㎡
	食 堂・リ ビング	1室	
	洗面所	1か所	
	トイレ	1か所	
	風呂場	1か所	
グループホーム はやとの家 こはる亭		部屋数等	全室個室、各部屋5.2畳
	居 室	4室	
	食 堂・リ ビング	1室	
	洗面所	1か所	
	トイレ	1か所	

	風呂場	1 か所	
--	-----	------	--

## 5 サービス提供職員の設置状況

当事業所では、鹿児島県条例の定める指定基準を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 職員の配置数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤 換算計	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1			0.5	
世話人	4	1	3			3.0	
生活支援員	8		2	3	3	2.1	

※常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

### (2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
世話人	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

## 6 サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費（共同生活援助）対象サービス内容

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	世話人が栄養の嗜好や糖尿病等の健康状態を考慮して献立を工夫します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。
活動支援	地域行事への参加を促進します。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	医療連携体制により、看護師などを訪問させ健康管理に努めます。 世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、体調不良時には必要に応じて報告相談に努め主治医、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。

入院等に関する支援	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。
-----------	---------------------------

(2) 訓練等給付費対象外（共同生活援助）サービス内容

はやとの家・すみえ亭

家賃	個室（修繕費含む）	月額34,200円
	生活保護受給者の方	月額24,200円
修繕費	生活保護受給者の方のみ別途頂きます	月額10,000円
食材料費		月額20,000円
水道光熱費		月額10,000円
浄化槽維持管理費		月額1,000円
日用品費		月額3,000円
行政手続き等代行費用	希望のある場合のみ、霧島市に限る	毎 500円
その他、日常生活上必要な支援に関する費用	おむつなどの処理費・生活費の管理・嗜好品・医療費・保険・予防接種・レクレーション活動に関する費用・その他日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるもの。	実費

こはる亭

家賃	個室	月額24,200円
----	----	-----------

	生活保護受給者の方	月額 24,200 円
食材料費		月額 20,000 円
水道光熱費		月額 10,000 円
浄化槽維持管理費		月額 1,000 円
日用品費		月額 3,000 円
行政手続き等代行費用	希望のある場合のみ、霧島市に限る	毎 500 円
その他、日常生活上必要な支援に関する費用	おむつなどの処理費・生活費の管理・嗜好品・医療費・保険・予防接種・レクレーション活動に関する費用・その他日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるもの。	実費

体験利用（1日あたり）

家賃	個室（修繕費含む）	1日あたり 1,140 円
食材料費		1食あたり 朝食 280 円 昼食 450 円 夕食 386 円
水道光熱費		1日あたり 366 円

浄化槽維持管理費		
日用品費		1日あたり 100円
その他、日常生活上必要な支援に関する費用	おむつなどの処理費・生活費の管理・嗜好品・医療費・保険・予防接種・レクレーション活動に関する費用・その他日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるもの。	実費

#### ※サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

#### 7 利用料金

##### (1) 訓練等給付費・介護給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6 サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

家賃については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は返金いたしません。月途中の入退居の場合は、入居日数に応じて日割り計算した額を請求、返金させていただきます。

入退院の場合は、食材料費については入院 7 日目以降から退院まで、日用品費と水光熱費については入院翌日から退院前日までの日割り計算額をそれぞれ返金させていただきます。

(重度化の対応指針)

外泊の場合は、原則返金等はいたしません。

日割り額については、下記を御参照ください。

家賃		1,140 円/日
家賃(こはる亭)		807 円/日
食材料費	朝夕食、どちらか食べた場合	666 円/日
光熱水費		366 円/日

日用品費		100 円/日
------	--	---------

### (3) 利用料金の御支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、御請求しますので、利用の翌月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

#### ア 下記指定口座への振込み

南日本銀行銀行 隼人支店 普通預金 1 1 8 0 6 9 5

#### イ 金融機関口座からの口座振替

## 8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前10:00～午後15:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市(町・村)及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

## 9 緊急時の対応

(1) 利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに利用者スケジュールチェック表に記

載された医療機関や緊急連絡先へ連絡等を行います。

(2) 利用中の中止

①利用初日の健康チェックの結果、安静であることが求められる場合、もしくは入院・加療が必要であると考えられる場合。発熱が考えられる場合。利用者が利用期間中において、利用の中止を希望した場合。

②利用期間中に体調が悪くなった場合。

③自己または他の利用者の生命または健康に影響を与える行為があった場合。

上記の場合、ご家族に確認・連絡のうえ、速やかに主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。利用料金は、利用日までの日数を基準に計算します。

10 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口(障害福祉サービス関係)

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	・窓口担当者：斎藤輝二 [職名] 法令遵守責任者	
	・利用時間：9：00～17：00	
当事業所 相談窓口	・電話番号： 法人Tel番号 049-293-1910	
	法人 FAX 番号 049-293-1911	
当事業所 相談窓口	・法人苦情解決責任者 山本明彦	
	[職名] リスクマネジメント委員会責任者	
第三者委員	片山優美子	電話番号 090-5329-2957

	(精神保健福祉士)	長野大学 社会福祉学部 教授
	伊藤 晋也 (社会福祉士)	電話番号 080-5372-6545 三芳町社会福祉協議会 事務局長
霧島市障害者虐待防止センター	市役所開庁時：0995-45-5111（内線 2121・2122） 夜間・休日：0995-45-5111（霧島市役所代表番号）	
鹿児島県福祉サービス適正化委員会	所在地：鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター5階 TEL：099-286-2200 FAX：099-257-5707 Mail：tekisei@kaken-shakyo.jp 受付日・時間：月～金曜日（祝日・12/29～1/3を除く） 9：00～16：00	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者：斎藤輝二 [職名] 法令遵守責任者</li> <li>・ 虐待防止責任者：山本明彦</li> <li>[職名] リスクマネジメント委員会責任者</li> <li>・ 利用時間 9：00～17：00</li> <li>・ 電話番号 法人TEL番号 049-293-1911 法人 FAX 番号 049-293-1911</li> </ul>
------------------	--

11 協力医療機関

医療機関	医療法人 松城会
名 称	隼人温泉病院
医院長名	岩城 政秋
所在地	鹿児島県霧島市隼人町姫城 1 丁目 264-2
電話番号	0995-42-2151

医療機関	医療法人 優凧会
名 称	いそわき歯科
医院長名	磯脇 浩二
所在地	鹿児島県霧島市隼人町内山田 1 丁目 1 4 9 - 1 6
電話番号	0995-73-4185

## 12 非常災害時の対策

### グループホームはやとの家

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有      ・誘 導 灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有      ・非常通報装置 有</li> <li>・非常用電源 無      ・スプリンクラー 有</li> <li>・室内防火栓 無</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用。</li> <li>・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 3 日分）</li> <li>（その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</li> </ul>
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途に定める、避難確保計画、消防計画書に則り、年 2 回以上、避難・防災訓練を、利用者も参加して実施します。</li> </ul>
消防計画	<p>消防署への届出日： 令和 6 年 1 0 月</p> <p>防火管理者           ： 又木亮</p>
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>1) 加入保険会社名：損保保険ジャパン株式会社</p> <p>加入保険内容：火災保険</p> <p>2) 加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">保険名               NPO 法人賠償責任保険</p> <p style="padding-left: 40px;">補償の概要       対物・対人保障</p>

グループホームはやとの家 すみえ亭

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機       有       ・誘導灯               有</li> <li>・ガス漏れ報知機       有       ・非常通報装置       無</li> <li>・非常用電源           無       ・スプリンクラー      無</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内防火栓 無</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用。</li> <li>・震災に備えての備蓄はグループホームはやとの家にて管理</li> </ul>
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途に定める、避難確保計画、消防計画書に則り、年2回以上、避難・防災訓練を、利用者も参加して実施します。</li> </ul>
消防計画	消防署への届出日： 令和6年 10月 防火管理者： 又木亮
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 1) 加入保険会社名：損保保険ジャパン株式会社 加入保険内容：火災保険 2) 加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名 NPO 法人賠償責任保険 補償の概要 対物・対人保障

グループホームはやとの家 こはる亭

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常通報装置 無</li> <li>・非常用電源 無</li> <li>・スプリンクラー 無</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内防火栓 無</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用。</li> <li>・震災に備えての備蓄はグループホームはやとの家にて管理</li> </ul>
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途に定める、避難確保計画、消防計画書に則り、年2回以上、避難・防災訓練を、利用者も参加して実施します。</li> </ul>
消防計画	<p>消防署への届出日： 令和8年 3月</p> <p>防火管理者： 又木亮</p>
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>1) 加入保険会社名：損保保険ジャパン株式会社</p> <p>加入保険内容：火災保険</p> <p>2) 加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <p style="padding-left: 40px;">保険名 NPO 法人賠償責任保険</p> <p style="padding-left: 40px;">補償の概要 対物・対人保障</p>

### 13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

- ① お茶やお菓子、金品などの供与はご遠慮願います。どのような方にも平等にケアを提供する環境の維持にご協力ください。
- ② 共同生活の秩序を保ち、お互いの融和に努めてください。居室および共有スペースは禁煙です。タバコは決められた場所で喫煙してください。また、野外での焚火などは禁止します。

- ③ 利用者の身上に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに事業所へ連絡ください。
- ④ ホームの設備、器具は本来の用法に従って利用してください。これに反し破損した場合や故意に設備や器具等を破損した場合は、賠償していただくことがあります。万が一破損などがあった場合は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省）など各法令にそって、対応いたします。
- ⑤ 外出および外泊の場合は、事前に世話人等ホーム職員へ外出先、帰宅時間の連絡を行ってください。
- ⑥ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
- ⑦ 他利用者の急な体調の変化などで、支援内容等の変更をお願いすることがあります。
- ⑧ 主治医の指示などに基づき、利用者と個別支援計画を立案します。これにそってケアを行います。趣味嗜好は尊重いたしますが、自らの健康を妨げるような行為や要求は、お控えいただきますようお願いいたします。保険診療にないリハビリや治療行為等の実施についてはご協力致しかねることがあります。
- ⑨ 主治医の診断や療養上の指示などで納得がいかない場合は、わかりやすく再度説明させていただきます。また主治医より再度説明をいただけるように支援いたします。
- ⑩ 基礎的な介護技術、基礎看護技術に基づいて、サービス提供いたします。そのため、特殊なケアの実施は致しかねることがあります。
- ⑪ 夜間の支援については夜勤者1名が行います。そのため、グループホームスタッフによる医療的なケア、長時間におよぶ支援、頻回な支援は提供が困難となることがあります。

ます。また時間を指定しての支援の実施は、致しかねますのでご理解の上ご協力をお願いいたします。

- ⑫ 個々の利用者ごとに受け持ちはありますが、支援に際し特定のスタッフの指定はできません。
- ⑬ 「身体拘束に関するガイドライン」など関係法令に沿い、利用者からの事前の同意の下、身体拘束を行う場合があります。また感染症への罹患が疑われる症状がある場合は、感染予防対策のため個室隔離を行います。
- ⑭ 利用者や家族、その他関係者による適正なサービス提供を妨げる要求・暴力・セクハラ・モラハラなど各ハラスメントにあたる行為は、各市町村の警察署生活安全課に通報いたします。
- ⑮ 急性期における医師や医療機関との連携体制を確保いたします。長時間に渡る受診や定期受診などにつきましては、家族のご協力をお願いいたします。（重度化の対応指針）
- ⑯ 入居時、アドバンス・ケア・プランニングを実施し、利用者本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を定める支援を行います。（重度化の対応指針）

以上



印

続 柄

---